

認証の詳細

<ゴルフクラブ>

－ 目次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. シャフトの製造設備	1. 適切にシャフトが製造できること。 ただし、適切にシャフトの製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
2. ヘッドの製造設備	2. 適切にヘッドが製造できること。 ただし、適切にヘッドの製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
3. 部品・部材の製造設備	3. 適切に部品・部材が製造できること。 ただし、適切に部品・部材の製造ができると認められる者に外注する場合には当該設備を要しない。
4. 組立設備	4. 適切に組立ができること。

表 2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 受け入れ検査設備	1. 寸法、重量、成分分析等の受け入れ検査が適切にできること。ただし、適切に成分分析ができると認められる者から試験成績書の添付を受ける場合には当該設備を要しない。
2. 外観、構造及び寸法試験 装備	2. 外観、構造及び寸法試験が適切に行えること。
3. ヘッド取付部のねじり試 験設備	3. ヘッド取付部のねじり試験が適切に行えること。
4. ヘッド取付部の片持ち曲 げ試験設備	4. ヘッド取付部の片持ち曲げ試験が適切に行えること。
5. シャフトの強度試験設備	5. シャフトの強度試験が適切に行えること。 ・金属製シャフトの場合には破壊トルクを測定できる ねじり試験設備及びへん平試験設備とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・FRP製シャフトの場合には破壊トルク及び破壊のときの角度を測定できるねじり試験設備及び3点曲げ試験設備とする。 ただし、適切にシャフトの強度試験を実施できると認められる者から供給を受ける場合には当該設備を要しない。
--	---

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
使用対象者	(1) R型（一般用のもの） (2) L型（主として女性又は子供を対象として設計・製造されたもの）
ヘッドの材質	(1) M型（金属製のもの） (2) O型（その他のもの）
シャフトの材質	(1) S型（金属製のもの） (2) C型（その他のもの）

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
当協会	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 44,000円（税抜40,000円） 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料 0 の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	3本/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。

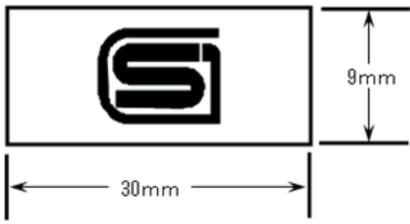
表 6：型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 5 年間

表 7：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mm×30mm です。交付単位は 10 枚です。（ラベル下地は銀白色 SG マークは黒です）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
自社表示方式 ※自社表示する 場合は、製品	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>

<p>安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<div data-bbox="815 327 1102 607" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="831 618 1027 645">図2 自社表示</p> <p data-bbox="488 701 1305 775">寸法：Aを100mmとしたときの比率で表しておりAは2.5mm以上50.0mm以下とする。</p> <p data-bbox="488 786 954 813">色彩：特に規定しないが単色とする。</p> <p data-bbox="488 831 1345 904">※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p data-bbox="488 958 1350 1032">指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p data-bbox="488 1043 1150 1070">このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。</p> <p data-bbox="488 1088 1361 1162">手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
<p>特記事項</p>	<p data-bbox="488 1173 1114 1200">SGマークの表示の業務及び手数料の納入について</p> <ul data-bbox="496 1216 1345 1368" style="list-style-type: none"> ・クラブ用のSGマークに関してはクラブの表示希望業者が行ってください。 ・シャフト用のSGマークに関してはシャフトの表示希望業者が行ってください。 <p data-bbox="488 1384 1350 1458">ただし、ゴルフクラブのSGマークをシャフトに印刷する場合に限り、表示の実務をシャフト製造業者に委託してもよいこととします。</p> <p data-bbox="504 1469 1114 1496">(SGマークのみの印刷の作業の委託は除外する。)</p> <p data-bbox="488 1514 1361 1588">なお、このときにはクラブ製造業者は作業の実務を委託していることを製品安全協会に届けてください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	金属シャフト 2.2 円/本 (税抜 2 円/本) FRP シャフト 3.3 円/本 (税抜 3 円/本) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所</p> <p><大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p> <p><東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549</p>
------	---

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

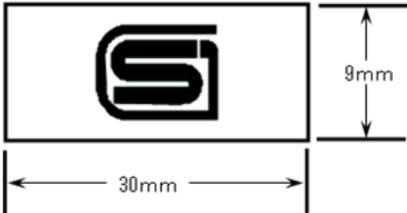
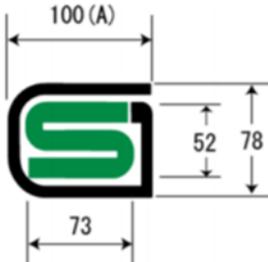
ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人 日本文化用品安全試験所	<p>(1) 基準適合性検査：(検査試料の数は表 5 と同じ) 44,000 円 (税抜 40,000 円)</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査 (①+②+③)</p> <p>① 金属シャフト 2.2 円/本 (税抜 2 円/本) FRP シャフト 3.3 円/本 (税抜 3 円/本)</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>7,700 円 (税抜 7,000 円)</td> </tr> <tr> <td>161~650</td> <td>12,100 円 (税抜 11,000 円)</td> </tr> <tr> <td>651~1,600</td> <td>16,500 円 (税抜 15,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 毎回検査に要する旅費 (委託検査機関の規程に基づく額)</p>	ロット数	検査料	160 以下	7,700 円 (税抜 7,000 円)	161~650	12,100 円 (税抜 11,000 円)	651~1,600	16,500 円 (税抜 15,000 円)	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	7,700 円 (税抜 7,000 円)									
161~650	12,100 円 (税抜 11,000 円)									
651~1,600	16,500 円 (税抜 15,000 円)									

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 9mm×30mm です。 ラベル下地は銀白色 SG マークは黒です</p>  <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 2 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  <p>図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100mm としたときの比率で表しており A は 2.5mm 以上 50.0mm 以下とする。 色彩 : 特に規定しない単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>
<p>特記事項</p>	<p>SG マークの表示の業務及び手数料の納入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ用の SG マークに関してはクラブの表示希望業者が行ってください。

	<p>・シャフト用の SG マークに関してはシャフトの表示希望業者が行ってください。</p> <p>ただし、ゴルフクラブの SG マークをシャフトに印刷する場合に限り、表示の実務をシャフト製造業者に委託してもよいこととします。 (SG マークのみの印刷の作業の委託は除外する)</p> <p>なお、このときにはクラブ製造業者は作業の実務を委託していることを製品安全協会に届けてください。</p>
--	---

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更